

後援名義申請について

朝日町教育委員会 教育課

朝日町教育委員会では、各種団体等が実施する事業のうち、教育的に有意義と認める催しについて後援名義の使用を承認しています。

【手続きの流れ】

(1)申請

事業実施予定日の1年前から1ヶ月前までに、朝日町教育委員会に申請書を提出してください。

必要なもの

(郵送可)

- ・後援申請書 …ダウンロードできます。(Word文書)
下記(3)園・校へのチラシ配布の希望がある場合は明記してください。
様式は独自に作成していただいても構いません。項目は同じにしてください。
- ・返信用封筒(後援承諾書の郵送を希望の場合)…切手付でお願いします。

※ 内容により以下の書類も求めさせていただく場合があります

- ・事業計画書、大会要項など事業内容が確認できるもの
- ・主催者資料(会則・規約等、役員構成表<氏名・住所・役職名>、活動状況、設立趣意書)
- ・事業収支予算書(参加費用を徴収するとき)

(2)回答

申請書提出後、約10日後に文書「事業の後援について(承諾)」を発行します。

承諾書は、電話連絡後取りに来ていただくか、郵送します。(郵送には返信用封筒必要)

- ※ 書類の不備・新規事業の場合等、上記日数以上かかることがありますので、日程に余裕をもって申請してください。

(3)広報依頼(あれば)

- ・園・校へのチラシ配布をご希望の場合、クラス別に分けていただくようお願いをしています。
人数をお問い合わせいただき、事業が行われる10日前までに朝日町教育委員会へご持参またはご郵送ください。(学校・学年・クラスを明記したメモを付けてください。)

(TEL:059-377-5663 役場2階教育委員会隣)

(4)事業実施

(5)事業終了報告書の提出

事業終了報告書及び関係書類(決算書等)を速やかに提出してください。

【主な審査基準】

- (1) 事業内容が教育・学術・文化・スポーツの振興に寄与するもの
- (2) 政治・宗教活動に関連のないもの
- (3) 宣伝・営利を目的としないもの
- (4) 特定の団体等の利害に著しい影響を及ぼすおそれのないもの
- (5) 町民を対象とするもの、又は公共性の高いもの
- (6) 開催地が原則として町内であるもの
- (7) 開催日時及び場所が適切であるもの
- (8) 主催者の規約・役員組織・事務局・経理機構等が整備され、確実に事業が運営・実施されるもの
- (9) 主催者等の代表者及び役員並びに事業に従事する者が暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと
- (10) 参加費用が無料もしくは安価なもの
- (11) 法令に違反しないもの

【注意事項】

- (1) 名義使用のみの承認となります(金品の提供はありません)。
承認後の事業運営・広報活動等は主催者の自主活動としてください。
- (2) 承諾を得る前に、チラシに「後援:朝日町教育委員会」の文字を入れることはできません。「(後援予定)」も不可
- (3) 朝日町教育委員会は、後援名義等の承認をした事業において発生した事故等について、損害賠償その他一切の責任を負いません。
- (4) 事業実施にあたり、町民から誤解を受けることのないようお願いいたします。
後援名義を利用して、寄付の強要、強引な協力依頼・勧誘・販売、営業目的のチラシの配布など、後援することがふさわしくない事実が判明した場合には、後援を取り消します。
取り消しになった場合、以後の後援申請はできません。

朝日町教育委員会 教育課

〒510-8522 朝日町小向 893 番地

TEL:059-377-5657 FAX:059-377-4543

E-mail:kyouiku@town.asahi.mie.jp